

委託業務（測量、土木コンサルタント、地質調査）の技術者の資格要件等について

1. 「測量業務」「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」の資格要件
「測量業務」「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」の3種類については、「大分県土木設計業務等委託契約約款」等の規定により、照査技術者及び管理技術者（予定価格100万円未満の「測量業務」は管理技術者のみで可）の選任を定めています。

したがって、それぞれの業務に関し、必要な有資格者が2名以上いない場合は、当該業務の委託を受けることができません。

照査・管理技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、「照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表」及び「資格種類別担当業務内容一覧表」を参照してください。

2. 技術者の資格要件について

本県においては、建設コンサルティング業務における技術力を重視するため、技術者要件の検討を行った結果、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」のとおり、平成29年度から「段階6」へ移行します。

なお、「段階6」になることにより照査技術者の資格要件がより限定的になるため、契約で求める照査の適切な履行が損なわれ、成果物の品質に影響を及ぼすことが懸念されるため、経過措置を設けるとともに業務実態を注視していきます。

経過措置は、「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」については予定価格500万円未満、「測量業務」については予定価格300万円未満について、平成30年度まで「段階5」を適用するものとします。

したがって、入札に参加される方々におかれては、計画的な有資格者の育成（上位資格の取得）や採用等に、より一層努力されるようお願いいたします。

委託業務（測量、土木コンサルタント、地質調査）の技術者要件等に係る留意点

1 技術者の要件

(1) 照査技術者又は管理技術者に選任できる資格等の要件については、照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表（以下、「資格要件一覧表」という。）に記載された資格によるものとし、資格要件一覧表における取扱いの詳細は以下のとおり。

①「有資格者」は、照査技術者又は管理技術者に選任できるが、「段階6」において技術者となることができる「有資格者」は、測量士・技術士（業務に該当する選択科目に限る）・RCCM（専門部門に限る）・地質調査技士・認定技術管理者（登録部門に限る）とする。

②特記仕様書等で照査技術者の配置を求めている「測量業務」については、照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。

(2) 各有資格者が照査・管理技術者として担当できる業務内容は、原則、資格種類別担当業務内容一覧表（以下「担当業務内容一覧表」という。）によるものとする。

なお、発注機関がより高度な技術力を要すると判断する業務等については、随時に特記仕様書において必要な資格を明記するものとする。

また、経過措置として、予定価格が500万円未満の「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」及び予定価格300万円未満の「測量業務」については、平成30年度まで「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」（以下「今後の方針」という。）における「段階5」を適用するものとする。

2 入札に当たっての注意

(1) 発注業務に係る必要な資格については、特記仕様書等により確認すること。

(2) 入札に当たっては、管理技術者及び照査技術者（特記仕様書等で照査技術者の配置を求めている「測量業務」については、管理技術者のみでも可。ただし管理技術者は測量士に限る。）を選任すべき業務であることを認識し、管理・照査技術者を選任できないことが判明した場合には入札に参加しないこと。

3 照査技術者及び管理技術者の選任

(1) 大分県土木設計業務等委託契約約款の適用を受けるすべての業務について、照査技術者及び管理技術者（特記仕様書等で照査技術者の配置を求めている「測量業務」については、管理技術者のみでも可。ただし管理技術者は測量士に限る。）を選任しなければならない。

このとき、照査技術者と管理技術者を同一の技術者が兼ねることはできないが、1人の技術者が照査技術者あるいは管理技術者として複数の業務を担当することはできるものとする。

(2) 選任された技術者は、当該会社に常勤性のある者であること。

4 管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書（第7号様式）の提出

受注者は当該通知書を2部提出し、1部は受付後に返却を受け保管すること。

なお、以下の書類を必ず添付すること。

① 管理・照査技術者になり得ることを証する資格の証明書の写し

なお、技術士の選択科目を証明する場合は、「公益社団法人日本技術士会」が発行する「技術士登録等証明書」の写しを提出すること。

② 会社が常時雇用していることを証する社会保険証又は身分証明書等の写し

③ 他社から出向してきている技術者については、出向契約書等の写し

ただし、出向の技術者については、当該業務の履行期間満了後3箇月以上在籍する者でなければならない。

管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針

資格名称	段階4 (H19～)		段階5 (H25～)		段階6 (H29～)※	
	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者
測量士	○	○	○	○	○	○
測量士補	×	○	×	○	×	×
技術士	部門別で○	○	部門別で○	科目別で○	科目別で○	科目別で○
技術士補	×	部門別で○	×	×	×	×
環境計量士	×	○	×	×	×	×
RCCM	部門別で○	○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○
地質調査技士	○	○	○	○	○	○
認定技術管理者	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○

※経過措置として、「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」の資格要件については予定価格500万円未満、
また、「測量業務」の資格要件については、予定価格300万円未満について平成30年度まで「段階5」を適用するものとする。

業 種	業 務 区 分	有 資 格 者
測量業務	測量一般	◎測量士
	地図の調整	
	航空測量	◎測量士補（照査技術者不可。段階5適用の場合は管理技術者可。）
土木コンサルタント 業 務	河川・砂防及び海岸・海洋	◎技術士 （段階6：選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階5：技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）
	港湾及び空港	
	電力土木	
	道路	
	鉄道	
	上水道及び工業用水道	◎RCCM（専門部門別で可）
	下水道	
	農業土木	◎認定技術管理者（注5）
	森林土木	
	水産土木	
	廃棄物	
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
電気電子		
その他		
地質調査業務	地質調査	◎技術士 （段階6：選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階5：技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）
		◎RCCM（専門部門が「地質」、「土質及び基礎」に限る。） ◎地質調査技士 ◎認定技術管理者（注6）

- (注) 1. 照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
2. 予定価格が100万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
3. 各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
4. 経過措置として、予定価格が500万円未満の「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」及び予定価格300万円未満の「測量業務」については、平成30年度まで「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」における「段階5」を適用するものとする。
5. 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号口に規定する認定を受けた者。
6. 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号口に規定する認定を受けた者。

資格種類別担当業務内容一覧表(第6段階)

コード表	資格名称	技術(専門)部門	選択科目	土木コンサルタント																	地質調査								
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質		土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他
A1	測量士			●	●	●																							
A2	測量士補																												
E1	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																						●		△		
E2			電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																							●		△	
E3			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			●																							△
E4			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る			●																							△
E5			建設一般及び電力土木とするものに限る				●																						△
E6			建設一般及び道路とするものに限る					●																					△
E7			建設一般及び鉄道とするものに限る						●																				△
E8			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															●	●										△
E9			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																	●									△
E10			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																		●								△
E11			建設一般及びトンネルとするものに限る																			●							△
E12			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																				●						△
E13			建設一般及び建設環境とするものに限る																					●					△
E14			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●																	△
E15			上下水道一般及び下水道とするものに限る									●																	△
E16			農業一般及び農業土木とするものに限る										●																△
E17			森林一般及び森林土木とするものに限る											●															△
E18			水産一般及び水産土木とするものに限る												●														△
E19			情報工学一般とするものに限る																								●		△
E20			応用理学一般及び地質とするものに限る																				●						△
E21			衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る																										△
E22	機械部門		機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																						●		△		
E23	電気電子部門		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																						●		△		
E24	建設部門		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																				△		
E25			港湾及び空港とするものに限る				●																				△		
E26			電力土木とするものに限る					●																			△		
E27			道路とするものに限る						●																		△		
E28			鉄道とするものに限る							●																	△		
E29			都市及び地方計画とするものに限る														●	●									△		
E30			土質及び基礎とするものに限る																				●				△		
E31			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																					●			△		
E32			トンネルとするものに限る																						●		△		
E33			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																						●		△		
E34			建設環境とするものに限る																						●		△		
E35		上下水道部門		上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る							●	●																△	
E36	農業部門		農業土木とするものに限る									●															△		
E37	森林部門		森林土木とするものに限る										●														△		
E38	水産部門		水産土木とするものに限る											●													△		
E39	情報工学部門		特定なし																						●		△		
E40	応用理学部門		地質とするものに限る																						●		△		
E41	衛生工学部門		廃棄物管理とするものに限る																							●	△		
I1	RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋				●																				△		
I2			港湾及び空港				●																					△	
I3			電力土木					●																				△	
I4			道路						●																			△	
I5			鉄道							●																		△	
I6			上水道及び工業用水道									●																△	
I7			下水道									●																△	
I8			農業土木											●														△	
I9			森林土木												●													△	
I10			水産土木													●												△	
I11			造園																									△	
I12			都市計画及び地方計画																									△	
I13			地質																								●	△	
I14			土質及び基礎																								●	△	
I15			鋼構造及びコンクリート																								●	△	
I16			トンネル																								●	△	
I17			施工計画、施工設備及び積算																								●	△	
I18			建設環境																								●	△	
I19			機械																								●	△	
I20			電気電子																								●	△	
I21			廃棄物																								●	△	
K1	地質調査技士																									●	△		
R1~R22	認定技術管理者																										☆		

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
 「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
 「☆」は建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)及び地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	土木コンサルタント																			地質調査									
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造		トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他			
A 1	測量士			●	●	●																										
A 2	測量士補			○	○	○																										
E 1	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																						●		△					
E 2			電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																								●		△			
E 3			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			●	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 4			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る			○	●	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 5			建設一般及び電力土木とするものに限る			○	○	●	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 6			建設一般及び道路とするものに限る			○	○	○	●	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 7			建設一般及び鉄道とするものに限る			○	○	○	○	●								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 8			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る			○	○	○	○	○								●	●	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 9			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る			○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 1 0			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る			○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 1 1			建設一般及びトンネルとするものに限る			○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 1 2			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る			○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 1 3			建設一般及び建設環境とするものに限る			○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
E 1 4			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									○	○																	△	○	
E 1 5			上下水道一般及び下水道とするものに限る									○	○																	△	○	
E 1 6			農業一般及び農業土木とするものに限る										○																	△	○	
E 1 7			森林一般及び森林土木とするものに限る											○																△	○	
E 1 8			水産一般及び水産土木とするものに限る												○															△	○	
E 1 9			情報工学一般とするものに限る																											△	○	
E 2 0			応用理学一般及び地質とするものに限る																											△	○	
E 2 1			衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る																											△	○	
E 2 2			技術士	機械部門	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																									●		△
E 2 3	電気電子部門	電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																											●		△	
E 2 4	技術士	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る																										△	○		
E 2 5			港湾及び空港とするものに限る																											△	○	
E 2 6			電力土木とするものに限る																											△	○	
E 2 7			道路とするものに限る																											△	○	
E 2 8			鉄道とするものに限る																											△	○	
E 2 9			都市及び地方計画とするものに限る																											△	○	
E 3 0			土質及び基礎とするものに限る																											△	○	
E 3 1			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																											△	○	
E 3 2			トンネルとするものに限る																											△	○	
E 3 3			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																											△	○	
E 3 4			建設環境とするものに限る																											△	○	
E 3 5			上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る																											△	○
E 3 6			農業部門	農業土木とするものに限る																												
E 3 7	森林部門	森林土木とするものに限る																														
E 3 8	水産部門	水産土木とするものに限る																														
E 3 9	情報工学部門	特定なし																														
E 4 0	応用理学部門	地質とするものに限る																														
E 4 1	衛生工学部門	廃棄物管理とするものに限る																														
I 1 1	R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋																														
I 1 2		港湾及び空港																														
I 1 3		電力土木																														
I 1 4		道路																														
I 1 5		鉄道																														
I 1 6		上水道及び工業用水道																														
I 1 7		下水道																														
I 1 8		農業土木																														
I 1 9		森林土木																														
I 1 1 0		水産土木																														
I 1 1 1		造園																														
I 1 1 2		都市計画及び地方計画																														
I 1 1 3		地質																														
I 1 1 4		土質及び基礎																														
I 1 1 5		鋼構造及びコンクリート																														
I 1 1 6		トンネル																														
I 1 1 7		施工計画、施工設備及び積算																														
I 1 1 8		建設環境																														
I 1 1 9		機械																														
I 2 0		電気電子																														
I 2 1		廃棄物																														
K 1	地質調査技士																															
R1~R22	認定技術管理者																															

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
 「○」は照査技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）
 「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
 「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。